平成２４年（フ）第２１２３号
名古屋市緑区六田１丁目202番地　クリーンエスト服部302号
破産者　小林　　悟
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５９３号
大阪府吹田市五月が丘南９－８　ベルヴュー五月が丘205号
破産者　吉田　英男
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８７号
大阪市城東区鴫野西３丁目１番18―106号
破産者　白石　裕樹
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９４号
大阪市淀川区東三国３丁目９番21―1101号
破産者　藤野　聖実
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４０号
大阪府吹田市元町16番４号
破産者　森本　佳樹
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６２号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番16号
破産者　丸山　義美
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４号
堺市南区三原台３丁40番１―305号、前住所大阪府泉南市信達大苗代1053番地の５　泉南一丘住宅68棟702号
破産者　椛山商店こと　椛山陽二郎
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番14号
破産者　南本三千代
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４１号
堺市堺区大浜中町３丁13番27―902号
破産者　吉田　　稔
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目９番15号
破産者　小池　誠一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
兵庫県赤穂市木津1327番地332
破産者　長谷川秀城
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県小野市王子町874番地の６　道風荘302、前住所兵庫県加西市越水町140番地
破産者　長田　義昭
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４５１号
高知市東久万97番地
破産者　片岡小百合
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６３号
佐賀県神埼市神埼町志波屋628番地１
破産者　梅﨑設備こと　梅﨑　英輔
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
鹿児島県日置市伊集院町郡1666番地16、開始決定時の住所鹿児島県日置市伊集院町下谷口1524番地
破産者　有馬　信義
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
茨城県水戸市本町３丁目２番19号
破産者　岩淵徳太郎
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１８号
茨城県水戸市本町３丁目２番19号
破産者　岩淵　恵一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８９号
茨城県水戸市中央２丁目９番８―506号　コーポラス中央
破産者　千葉　広之
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所